

三鷹市の 財政状況

～普通会計による分析～

平成 16 年度

- 1 決算統計と普通会計
 - 2 決算額の推移から見た特徴点
(平成 7 年度～平成 16 年度)
 - 3 平成 16 年度決算の特徴点
 - 4 決算カードによる財政状況検証の
ポイント
 - 5 財政指標
 - 6 財政比較分析
 - 7 財務諸表
 - (1) バランスシート
 - (2) 行政コスト計算書
 - (3) キャッシュ・フロー計算書
- 参考 三鷹市における「三位一体の改革」
の影響

1 決算統計と普通会計

地方自治体が、予算の執行を通じてどのような行政運営を行ったかを見るための基礎資料として活用されているのが「決算統計」です。

この決算統計は、地方自治法第 252 条の 17 の 5 第 1 項及び第 2 項に基づき、「地方財政状況調査」の一環として毎年実施されています。地方自治体の会計を普通会計¹と公営事業会計とに区分し、全国统一の基準による標準的な会計としての「普通会計」の決算数値を使用することにより、地方自治体間の財政比較が可能となっています。

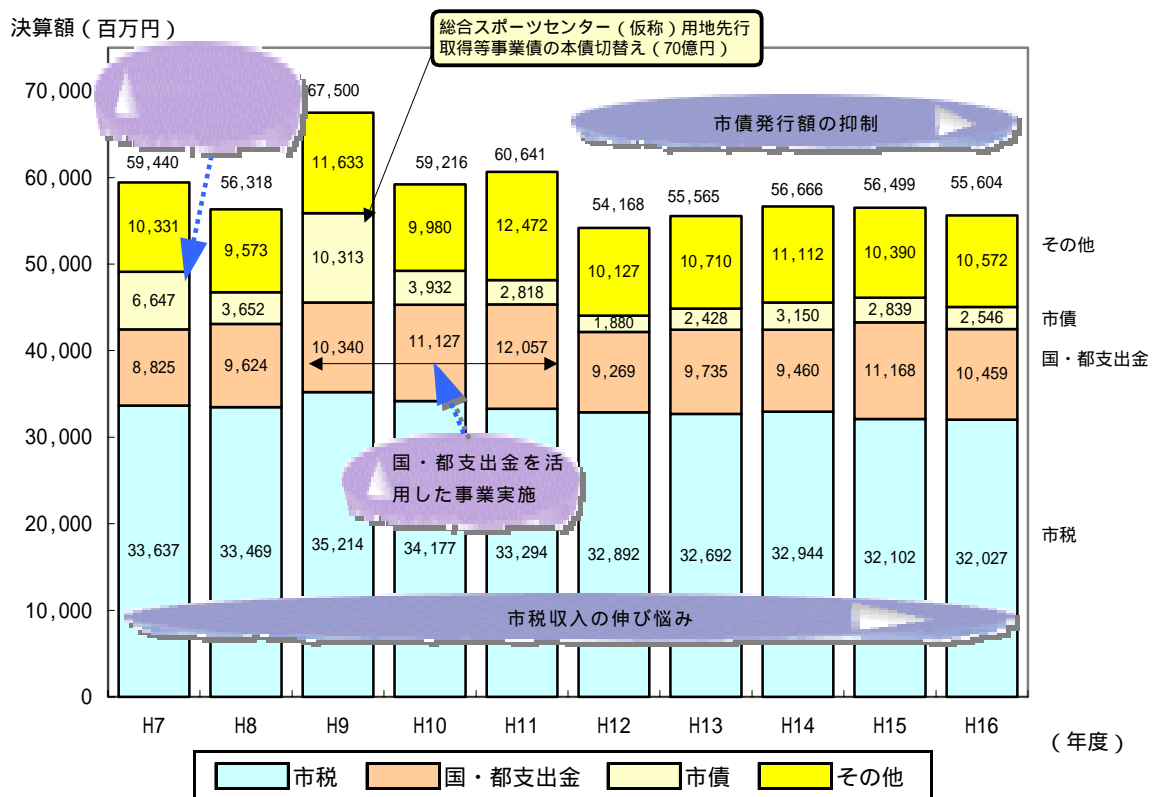
本章では、決算統計の算出結果による普通会計の数値に基づき、過去 10 年間の経年変化や平成 16 年度における決算の特徴点、「三鷹市行財政改革アクションプラン 2010」で設定している主要財政指標の分析等を行います。

2 決算額の推移から見た特徴点（平成 7 年度～平成 16 年度）

【図 1、2、3】は、平成 7 年度からの歳入決算額、歳出決算額（目的別）、歳出決算額（性質別）を年度別に比較したものです。

決算額の 10 年間の推移から見た特徴点は、次のとおりです。

【図 - 1】歳入決算額の推移



¹ 三鷹市の普通会計は、一般会計と再開発事業特別会計の合計から一般会計で行っている介護サービス事業（特別養護老人ホームどんぐり山管理運営費など）を控除したものです。

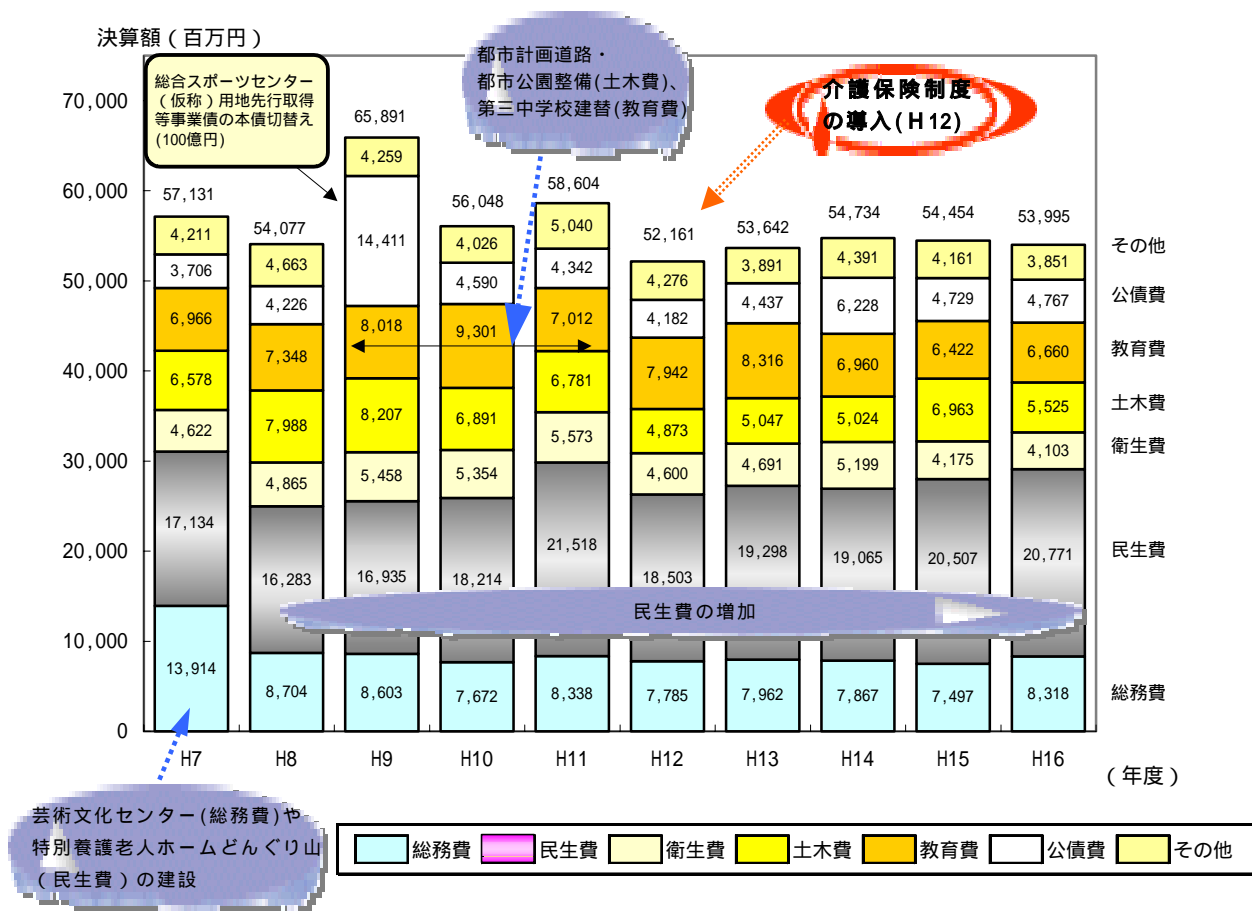
(1) 歳入の約 6 割を占める市税

市税収入は、歳入の約 6 割を占めているとおり三鷹市の歳入の根幹であり、市財政の安定的な財源となっています。市税のうち、個人市民税が約 4 割、固定資産税（都市計画税を含む）が約 4 割を占めていますが、個人市民税は、厳しい経済状況が続く中で、平成 11 年度から実施されている恒久的な減税²など国による政策的減税の影響を受けて、伸び悩んでいます。

(2) 普通建設事業費の推移とその財源

平成 7～11 年度の歳出決算（性質別）では、普通建設事業費が他の年度に比べて多くなっています。これは、芸術文化センターや特別養護老人ホームどんぐり山の建設（平成 6～7 年度）都市計画道路や都市公園整備、第三中学校の建替（平成 9～11 年度）などの大規模な建設事業を行ったことによるものです。事業の実施に当たっては、国・都支出金、市債など特定財源の活用を図ったため、歳入決算においても他の年度に比べそうした特定財源が多くなっています。

【図 - 2】歳出決算額の推移（目的別）



² 減税補てん措置として、普通交付税の不交付団体にも交付される「地方特例交付金」の創設、国のたばこ税からの税源移譲、減税補てん債による措置が講じられることになりました。

(3) 伸び続ける扶助費

社会保障制度の一環として支出される扶助費は、この10年間で約1.5倍に増えて
います。景気低迷などによる生活保護費の増や、国の少子化対策による児童手当等の
拡充が主な要因で、このため扶助費の割合が高い民生費も同様に伸びています。なお、
平成12年度は、老人保護費などが介護保険制度へ移行したことなどから微減となり
ましたが、その後も依然として高い割合で推移しています。

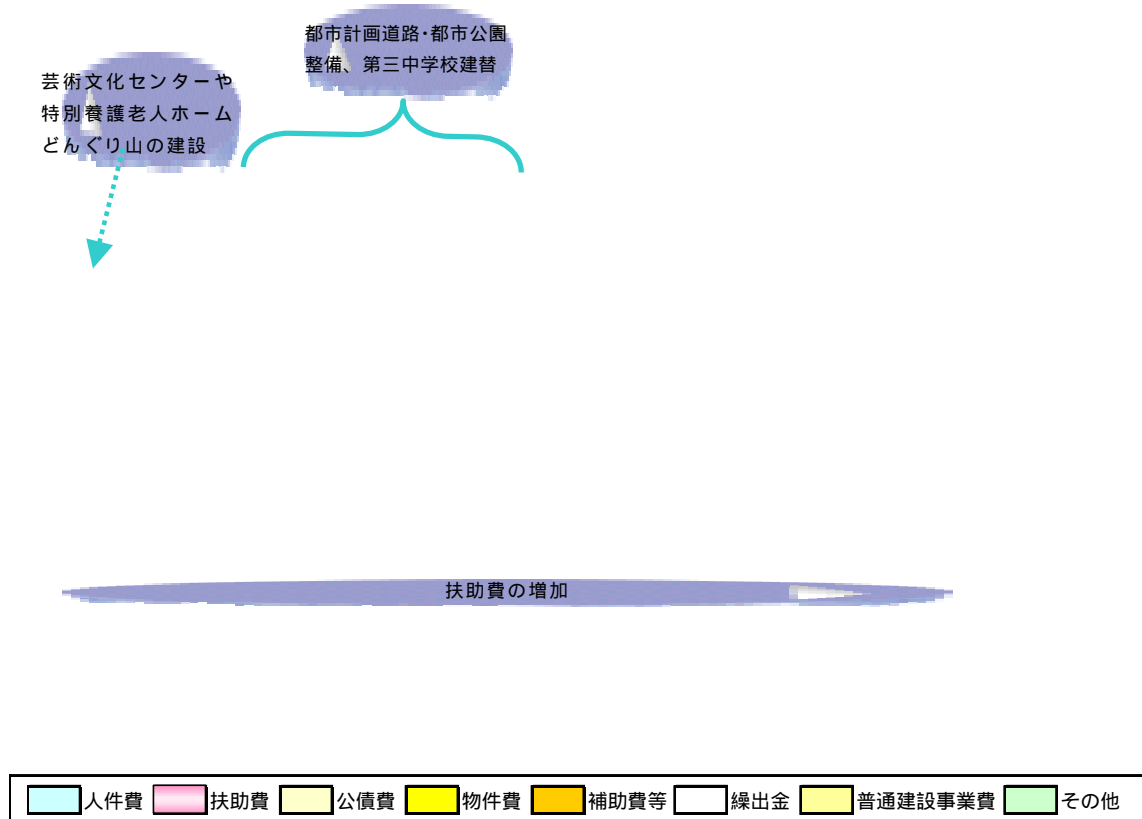
(4) 市債発行額の抑制と後年度負担の軽減

歳入決算の市債は、普通建設事業費の財源などに活用を図っていますが、平成10
年度以後は発行を抑制していることから、決算額は低い水準で推移しています。

一方、歳出決算の公債費は、施設整備に係る市債などの償還が始まったことなどに
伴い微増となっています。こうした公債費の後年度負担を軽減するため、低利債への
借換えや高金利債の繰上償還などに積極的に取り組んでおり、平成14年度には、臨
時財政対策債³を活用した実質的な低利債への借換えを行いました。

なお、平成9年度は総合スポーツセンター(仮称)用地先行取得等事業債の本債切
替えを行ったため、形式的に金額が膨らんでいます。

【図 - 3】歳出決算額の推移(性質別)



³ 国の地方財政対策上見込まれる地方の財源不足に対処するため、平成16年度から平成18年度の間(平成13年度から平成15年度の制度の延長)、各地方公共団体が発行する地方財政法第5条の特例となる地方債のことで、通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うこととなっています。

3 平成 16 年度決算の特徴点

平成 16 年度決算の状況は、136 頁に掲載した決算カードのとおりで主な特徴点は以下のとおりです。なお、あわせて「4 決算カードによる財政状況検証のポイント」を参照してください。

(1) 「三位一体の改革」の影響

平成 12 年 4 月から施行された「地方分権一括法」による分権改革は、国と地方自治体、都道府県と市町村との対等・協力関係を構築しようとするものでした。

この「地方分権一括法」では踏み込むことができなかった、国から地方への税財源の移譲の課題については、平成 15 年 6 月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」が閣議決定され、地方交付税制度の見直し、国庫補助負担金の削減、国から地方への税源移譲といった「三位一体の改革」の具体的な工程が盛り込まれました。

平成 16 年度は、この「三位一体の改革」が実施に移された初年度であり、市立保育所運営費国庫負担金及びこれに連動した都負担金や、要介護認定事務費等交付金などが廃止となり、4 億 3,760 万 8 千円の削減影響額がありました。一方、暫定的な税源移譲措置として、2 億 8,724 万円の所得譲与税の譲与が行われました。このことから、平成 16 年度決算における国庫補助負担金等の削減と所得譲与税との差額は、1 億 5,036 万 8 千円のマイナスとなりました。

なお平成 17 年度中に、第 1 期「三位一体の改革」の最終的な姿が示されたことから、その三鷹市への影響（平成 16～18 年度）をまとめたものを 153 頁に掲載しています。

(2) 市税収入の低迷

固定資産税は、家屋の新增築の影響などにより増となりましたが、個人市民税は、景気低迷による所得割額の減などにより減となりました。また、法人市民税も減となり、市税全体では前年度を下回りました。

なお、平成 16 年度に新たに加わった配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金の皆増などにより、市税収入に各種交付金を加えた主要歳入全体では増となりました。

(3) 扶助費を中心とした民生費の増

生活保護費の増や児童手当の拡充、障がい者に係る支援費の増などにより、扶助費の増嵩が続きました。さらに、医療制度改革等に伴う老人医療特別会計への繰出金が増えたことなどから民生費が増となりました。

(4) 普通建設事業費の減

平成 16 年度は、主な建設事業として井の頭コミュニティ・センター新館の整備や三鷹駅南口駅前広場の築造工事、第一小学校スーパーリニューアル工事などを行いました。再開発事業用地取得事業が、事業の進展により前年度に比較して減となったことや、平成 15 年度に市営大沢住宅の建替えが終了したことなどにより、普通建設事業費全体では前年度を下回りました。

(5) 人件費の抑制

前年度に比べ退職者数の減があったほか、再任用職員・嘱託職員の活用などによる職員配置の見直しを引き続き進めたことから、人件費総額の抑制が図られました。

なお、「三鷹市行財政システム大綱」及び「三鷹市行財政システム改革実施方策」において、平成 18 年度当初までの 5 年間に 120 人の職員定数削減を予定していたものを平成 16 年度当初に 2 年前倒しで達成しました。

(6) 基金の活用

平成16年度は、まちづくり施設整備基金の取りくずしを行い、井の頭コミュニティ・センター新館の整備や三鷹駅南口駅前広場整備事業等に活用しました。また高齢者・障がい者福祉、子ども・子育て支援等のため、健康福祉基金の活用を図ったほか、平成15年度に創設した環境基金を活用して市民の先導的な環境活動への支援等を行いました。

(7) 公債費の増と繰上償還の実施

減税補てん債（平成7年度分）借換え後の元金償還や、平成14年度末に解散した武蔵野三鷹地区保健衛生組合（以下、「武三保組合」）から引継いだ組合債の元金償還の開始により、公債費が微増となっていますが、三鷹都市計画道路3・5・16号線用地取得事業債（平成3年度債、借入利率5.5%）の繰上償還を行うなど、後年度負担の軽減に努めました。

4 決算カードによる財政状況検証のポイント（「」内は決算カードの項目を記載）

普通会計の決算額などの基礎数値を1枚のカードに見やすくまとめた決算カードには、その年度の歳入、歳出の状況や財政指標などが簡潔に記載されています。以下では、決算カードを活用した財政状況検証のポイントを紹介します。

なお、平成16年度以前の三鷹市の決算カードは、市のホームページや相談・情報センター（市役所2階）で閲覧できるほか、総務省のホームページ（<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/card.html>）で全団体の情報が入手可能となっています。

(1) 他団体との比較 「市町村類型」

人口規模や産業構造が同じような条件、状況にある市町村は類似団体と呼ばれ、人口と産業構造の組み合わせにより、全市区町村で88、都市では31の類型が設定されています。この「市町村類型」により、同じような条件や状況の団体との財政状況の比較が可能です。三鷹市と同じ類型（ - 5：人口13～23万人、 次、 次産業就業人口が95%以上で、 次産業が65%以上）に該当する団体は、三鷹市を含めて全国に32団体あります。このうち都内の団体は、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、小平市、日野市、東村山市、多摩市、西東京市の9市です。

(2) 収支から見た経営状況 「決算収支の状況」

その年度の歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額（形式収支）から、翌年度へ繰り越すべき財源⁴を差し引いた額を実質収支といい、その年度の経営状況を示しています。地方自治体は営利を目的とせず、市民福祉の向上を基本としていることから、民間企業のように実質収支の黒字が多いほど経営状況が良好であるとは断定できません。標準財政規模⁵に占める実質収支の割合を実質収支比率といいますが、一般的には3～5%程度の水準が望ましいとされています。

(3) 財政運営の健全性・弾力性等 「指数等」

ア 財政力と地方交付税の依存度 財政力指数

地方交付税制度に基づき算出した基準財政収入額⁶を基準財政需要額⁷で除した数値

⁴ 性質上、年度内に支出を終わらない見込みがある費用について、予算の定めるところにより翌年度に繰り越して支出する繰越明許費などのことをいいます。

⁵ 地方交付税制度上の数値で、全国統一の画一的な基準によって算定された標準的な状態で通常収入されるであろう一般財源の標準規模を示すものです。

⁶ 標準財政規模のおおよそ75%を基準財政収入額といいますが、これは、自治体の一般財源（＝標準財政規模）のうち75%が標準的な水準の行政に使用され、残りの25%は標準的な水準を超えた行政経費や各自治体独自の行政需要に使われるという仮定の上に立って算定されることによります。

⁷ 地方交付税の算定に用いるため、標準的な水準の行政を行うための経費を全国画一的に仮定して算出

(単年度の財政力指数)の過去3か年の平均値を財政力指数といい、地方公共団体の標準モデルを基準に、各団体の収入と需要を統一的な基準で測定した数値です。

財政力指数が「1」を上回ると余裕があるとされており、単年度の数値が「1」を下回ると標準的な行政を行う財政力がないとされ、その不足分を補うために普通交付税が交付される仕組みになっています。

イ 財政構造の弾力性 経常収支比率

財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられており、後掲5(1)で詳細について掲載しています。なお、「性質別歳出」では、人件費、扶助費、公債費などの性質別の経常収支比率が記載されており、市税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されているのかを把握できます。

ウ 公債費の財政負担 公債費比率、起債制限比率、公債費負担比率

いずれも公債費の財政負担を示す指標です。(公債費比率は後掲5(2)で詳細を掲載しています。)

起債制限比率とは、公債費比率の算定式を用いて、さらに基準財政需要額から地方交付税の算定上の調整(事業費補正)によって算入された公債費を除いた割合の3か年平均値をいいます。この比率が20%以上の団体については、地方債許可制度上、一部の地方債の発行が制限されることとなります。また、公債費負担比率は公債費に充当された一般財源(「性質別歳出」の充当一般財源等)の一般財源等総額に対する比率をいいます。一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされています。

エ 将来の財政運営

積立基金現在高、地方債現在高、債務負担行為の翌年度以降支出予定額

積立基金現在高は、将来の施策実現のために積み立てられた市の預金残高であり、安定的な財政運営ができるように、一定程度確保しておく必要があります。

一方、地方債現在高は将来負担すべき借入金の残高を示しており、また、債務負担行為⁸の翌年度以降支出予定額は、債務負担行為を設定し将来の支出を約束した経費を示しています。いずれも、将来において支出が義務づけられた経費であり、こうした後年度負担に十分留意した財政運営を行う必要があります。

(4) 職員の配置状況と給与支給状況等 「一般職員」「特別職等」

一般職員の職員数や1人当たり支給月額などが記載されており、その推移により、職員定数の見直しなど、行財政改革の取り組み状況を把握することができます。

(5) 各公営事業会計の経営状況 「公営事業の状況」

国民健康保険事業、下水道事業など、普通会計以外の公営事業会計の収支状況が記載されています。収支の補てんである普通会計からの繰入金の推移をみることにより、各公営事業の経営状況を把握することができます。

(6) 市税の収入状況等 「市町村民税」

税目区分ごとの決算額、構成比、増減率等が記載されており、団体の税収構造の特徴点を把握することができます。

するものです。人口や面積などの数値を基礎に、それぞれの財政需要に関する費目ごとに計算されます。国の地方財政計画で保障する行政経費などを中心に算定するため、各団体で現実に必要とする行政経費を算定するものではありません。

⁸ 複数年度にわたる大規模な建設事業や将来買い取ることを前提に土地開発公社に取得を依頼した用地の取得経費などに対して、翌年度以降に支出を行う際に設定します。債務負担行為は、事項、期間、限度額について予算の内容のひとつとして定める必要があります。

平成 16 年度決算カード

平成 16 年度 決算状況		団体コード	132047	市 町 村 類 型	- 5		
		団 体 名	三鷹市	16年度交付税種地区区分	- 10		
人 口		指定団体等の状況		事務の共同処理の状況			
				指 数 等			
国 調	12年	171,612人	過疎 (首都) 山村 (近郊整備) 離島 (既成市街地)	<ごみ・し尿処理> ・東京都三多摩地域 廃棄物広域処分組合 ・ふじみ衛生組合	基準財政需要額	20,979,155千円	
	増減率(12/7)年	3.6%			<収益事業> ・東京都市収益事業 組合	基準財政収入額	26,389,009千円
住 民 基 本 本 台 帳	17.3.31	170,646人	面積 16.50km ²	<その他> ・東京都市町村総合 事務組合	標準財政規模 A	35,061,506千円	
	対前年増減率	0.9%			広域行政圏	財政力指数	単年度 (1.258) 1.225
17.3.31現在 (参考) 65歳以上人口		29,226人			実質収支比率	4.3%	
決算収支の状況		平成16年度 千円	平成15年度 千円		経常一般財源比率	98.9%	
1 歳入総額	A	55,603,528	56,499,033		公債費比率	10.0%	
2 歳出総額	B	53,995,477	54,453,659		起債制限比率	8.7%	
3 歳入歳出差引額(A-B)	C	1,608,051	2,045,374		公債費負担比率	11.6%	
4 翌年度へ繰り越すべき 財源	D	100,799	294,152		経常収支比率	87.6%	
5 実質収支(C-D)	E	1,507,252	1,751,222		現債高倍率	136.6%	
6 単年度収支	F	243,970	130,487		地方債現在高 ^B (特定資金公共投資事業債除く)	47,882,218千円	
7 積立金	G	127,440	118,497		債務負担行為限度額	43,095,859千円	
8 繰上償還額	H	104,614	174,914		債務負担行為の 翌年度以降支出予定額 ^C	14,279,774千円	
9 積立金取崩し額	I	350,000	449,556		積立金現在高 ^D (うち財政調整基金)	8,228,293千円 (1,552,349)	
10 実質単年度収支 (F+G+H-I)	J	361,916	286,632		B + C - D	53,933,699千円	
					[B + C] / A	177.3%	
					土地開発基金現在高	0千円	
					積立基金取崩し額	1,456,018千円	
					収益事業収入金	0千円	
一 般 職 員 (17.4.1現在)				特 別 職 等 (17.4.1現在)			
区 分	職 員 数	4月分給与 支払総額	1人当たり 支給月額	区 分	改定実施 年月日	一人当たり平均給料 (報酬)月額	
A	人 B	千円 B/A	円				
一 般 職 員	989	362,757	366,792	市町村長	7.12.1	1,050,000	
うち技能労務職	138	49,974	362,130	助 役	7.12.1	890,000	
教育公務員	10	3,715	371,500	収 入 役	7.12.1	810,000	
消 防 職 員	0	0	0	教 育 長	7.12.1	830,000	
臨 時 職 員	0	0	0	議 長	7.12.1	640,000	
合 計	999	366,472	366,839	副 議 長	7.12.1	580,000	
公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法 適用	実質収支額 千円	普通会計からの 繰入金 千円	職 員 数 人	議 員 数 (28 人)	
	国民健康保険(事業勘定)	有	30,497	2,354,481	19	加入世帯数	37,058世帯
	老人保健医療	有	154,067	945,667	4	被保険者数 A	62,627人
	下水道事業	無	22,680	983,689	22	うち退職被保険者等 B	8,319人
	介護保険事業(保険勘定)	有	166,313	1,099,835	18	退職者医療制度加入率 B/A*100	13.3%
	介護サービス事業	無	21,727	403,229		一世帯当たり保険税調定額	112,020円
						被保険者1人当たり保険税調定額	66,285円
					被保険者1人当たり費用	202,124円	
					保険税(料)	3,910,472千円	
					保険給付費	7,885,707千円	
					老人保健拠出金	3,490,536千円	
					介護給付費納付金	766,215千円	

歳 入					性 質 別 歳 出						
区 分	決算額 千円	構成比 %	経常一般財源等 千円	構成比 %	区 分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円	経常経費充当 一般財源等 千円	経常収支 比率 %	
地方税	32,027,202	57.6	29,677,965	85.6	人 件 費	11,150,856	20.7	10,052,069	10,037,822	28.0	
地方譲与税	615,356	1.1	615,356	1.8	うち職員給	7,628,048	14.1	6,618,877	6,618,877	18.5	
利子割交付金	285,970	0.5	285,970	0.8	扶 助 費	9,845,813	18.2	2,727,233	2,727,233	7.6	
配当割交付金	74,903	0.1	74,903	0.2	公 債 費	4,767,250	8.8	4,756,130	4,651,516	13.0	
株式等譲渡所得割交付金	77,643	0.1	77,643	0.2	内 訳						
地方消費税交付金	1,939,617	3.5	1,939,617	5.6	元利償還金	4,766,640	8.8	4,755,520	4,650,906	13.0	
ゴルフ場利用税交付金	0	0.0	0	0.0	一時借入金利息	610	0.0	610	610	0.0	
特別地方消費税交付金	0	0.0	0	0.0	小 計	25,763,919	47.7	17,535,432	17,416,571	48.6	
自動車取得税交付金	340,017	0.6	340,017	1.0	物 件 費	8,766,936	16.3	6,504,783	5,542,414	15.5	
地方特例交付金	1,438,640	2.6	1,438,640	4.1	維持補修費	263,495	0.5	262,353	260,539	0.7	
地方交付税	65,044	0.1	0	0.0	補助費等	6,475,272	12.0	5,734,290	5,195,661	14.5	
内 訳					積 立 金	396,992	0.7	374,563			
普通	0	0.0	0	0.0	投資及び出資金・貸付金	16,500	0.0	0	0	0.0	
特別	65,044	0.1			繰 出 金	5,786,901	10.7	5,601,931	2,967,466	8.3	
交通安全対策特別交付金	30,220	0.1	30,220	0.1	前年度繰上充用金	0	0.0	0			
国有提供施設所在地交付金	0	0.0	0	0.0	投資的経費	6,525,462	12.1	3,218,501			
小 計	36,894,612	66.3	34,480,331	99.4	うち人件費	146,473	0.3	146,473			
分担金・負担金	204,609	0.4	0	0.0	普通建設事業費	6,525,462	12.1	3,218,501			
使用料	828,729	1.5	204,513	0.6	内 訳						
手数料	407,424	0.7	0	0.0	補助	1,248,672	2.3	81,253			
国庫支出金	6,248,103	11.2			単 独	5,237,688	9.7	3,127,146			
都 支 出 金	4,210,741	7.6			その他	39,102	0.1	10,102			
財産収入	25,098	0.1	69	0.0	災害復旧事業費	0	0.0	0			
寄 附 金	43,920	0.1			失業対策事業費	0	0.0	0			
繰 入 金	1,738,891	3.1			合 計	53,995,477	100.0	39,231,853			
繰 越 金	2,045,374	3.7									
諸 収 入	410,527	0.7	217	0.0							
地方債	2,545,500	4.6									
(うち減税補てん債)	(530,000)	(0.9)									
(うち臨時財政対策債)	(600,000)	(1.1)									
合 計	55,603,528	100.0	34,685,130	100.0							
市 町 村 民 税					目 的 別 歳 出						
区 分	決算額 千円	構成比 %	増減率 %	基準 税額 × 100 75 千円	超過課税分 収入済額 千円	区 分	決算額 千円	構成比 %	充当一般財源等 千円		
市 町 村 民 税	13,781,367	43.0	0.7	13,899,261		議 会 費	455,142	0.9	454,699		
個人分	1,581,234	5.0	5.4	1,371,076	117,920	総 務 費	8,317,818	15.4	6,656,373		
法人分	12,507,421	39.0	0.9	12,396,800		民 生 費	20,771,320	38.5	11,731,520		
固定資産税	58,995	0.2	3.5	60,280		衛 生 費	4,103,176	7.6	3,199,917		
軽自動車税	1,308,206	4.1	0.3	1,300,963		労 働 費	179,132	0.3	127,450		
市町村たばこ税	0	0.0	0.0			農 林 水 産 業 費	150,845	0.3	126,647		
鉱 産 税	0	0.0	0.0			商 工 費	335,450	0.6	276,396		
特別土地保有税	0	0.0	0.0			土 木 費	5,525,378	10.2	3,566,161		
法定外普通税	2,789,979	8.7	0.0	461,756		消 防 費	2,409,903	4.5	2,207,722		
目的税	0	0.0	0.0			教 育 費	6,659,956	12.3	5,808,731		
内 訳						災 害 復 旧 費	0	0.0	0		
入湯税	440,742	1.4	3.1	461,756		公 債 費	4,767,250	8.8	4,756,130		
事業所税	2,349,237	7.3	0.6			諸 支 出 金	320,107	0.6	320,107		
都市計画税	0	0.0	0.0			前年度繰上充用金	0	0.0	0		
法定外目的税	0	0.0	0.0			合 計	53,995,477	100.0	39,231,853		
旧法による税	0	0.0	0.0								
合 計	32,027,202	100.0	0.2	29,490,136	117,920						
納 税 義 務 者 数 平成 16 年 度 大 規 模 事 業 (単 位 : 百 万 円)											
個 均 等 人 割	83,618	人	井の頭コミュニティ・センター新館整備事業	818	大沢坂上公園(仮称)整備事業	230	徴 収 率	区 分	現年課税分%	滞納繰越分%	合計%
法 税 人 割	3,348	人	再開発事業用地取得事業	792	六小耐震補強事業	191	市町村税合計	98.2	21.4	94.4	
			三鷹駅南口駅前広場整備事業	445	市民センター第一分庁舎等建替事業	162	(徴収猶予分を除く)	(98.2)	(21.4)	(94.4)	
			一小スーパーリニューアル事業	336	新川丸池公園整備事業	141	うち市町村民税	97.8	18.6	92.5	
			三鷹都市計画道路3・4・13号線(牟礼)整備事業	265	消防団詰所等整備事業	126	うち純固定資産税	98.5	26.8	95.8	
							国民健康保険税(料)	89.9	14.3	72.5	

5 財政指標

三鷹市は、「創造的な自治体経営」を目指し、「三鷹市行財政改革アクションプラン 2010」で設定した主要財政指標の目標達成を図りながら、行財政改革の推進など経営改善に取り組んでいます。ここでは、「三鷹市行財政改革アクションプラン 2010」で設定した主要財政指標の過去 10 年間の推移と近隣市との比較等を行います。

(1) 経常収支比率 <目標値 概ね 80% 台を維持>

ア 経常収支比率とは

財政構造の弾力性を示す指標として用いられる経常収支比率⁹は、一般に都市部にあっては 70%～80%が適当とされ、80%を超えると財政が硬直化してきているとされています。

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の義務的性格の経常経費に、地方税、地方譲与税を中心とした経常一般財源がどの程度充当されたかをみる指標で、分子の経常経費に充当された一般財源より、分母の経常的な一般財源が大きいため、100%を下回るのが通常です。この比率が低いほど臨時の財政需要に対して対応できる余裕をもつことになり、財政構造に弾力性があることを意味します。

近年、都市部の自治体では、施設建設が進むなど一定の都市基盤整備が整い、維持管理経費が中心となるため経常経費が上昇する傾向があるうえ、不況や国の政策減税などによる市税収入の低迷などから、80%を超える状況が続いています。

イ 経常収支比率の推移【図 - 4】

三鷹市における推移を見ると、市税収入及び利子割交付金の大幅な減により、平成 8 年度には 91.6%と、90%を超すこととなりましたが、厳しい財政状況の中で人件費の削減や事業見直しなど経常経費の抑制に取り組んだ結果、目標とする「80%の維持」を果たしております。また、平成 14 年度は、臨時財政対策債を活用した市債の実質的な低金利債への借換え(10 億 6,800 万円)を行ったことから、84.7%と前年度を 2 ポイント下回りました。なお、この要因を除いて試算した数値は 87.2%となっています。

ウ 平成 16 年度の経常収支比率 <87.6%>

比率算定において分母となる「経常一般財源等」は、市税などの減があったものの、地方譲与税の増などにより、1 億 3,283 万 6 千円(0.4%)の増となりました。一方で、分子となる「経常経費充当一般財源」は、生活保護費などの扶助費の増や減税補てん債(平成 7 年度分)借換え後の元金償還開始などによる公債費の増などにより、人件費などの減があるものの、全体で 4 億 1,521 万 1 千円(1.3%)の増

⁹ 算出方法

$$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{A}{B + C + D} \times 100$$

平成 13 年度から、減税補てん債及び臨時財政対策債を経常一般財源等に加えることになりました。

A 経常経費充当一般財源等(人件費等の毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源)

B 経常一般財源等(地方税等の毎年度経常的に収入される一般財源)

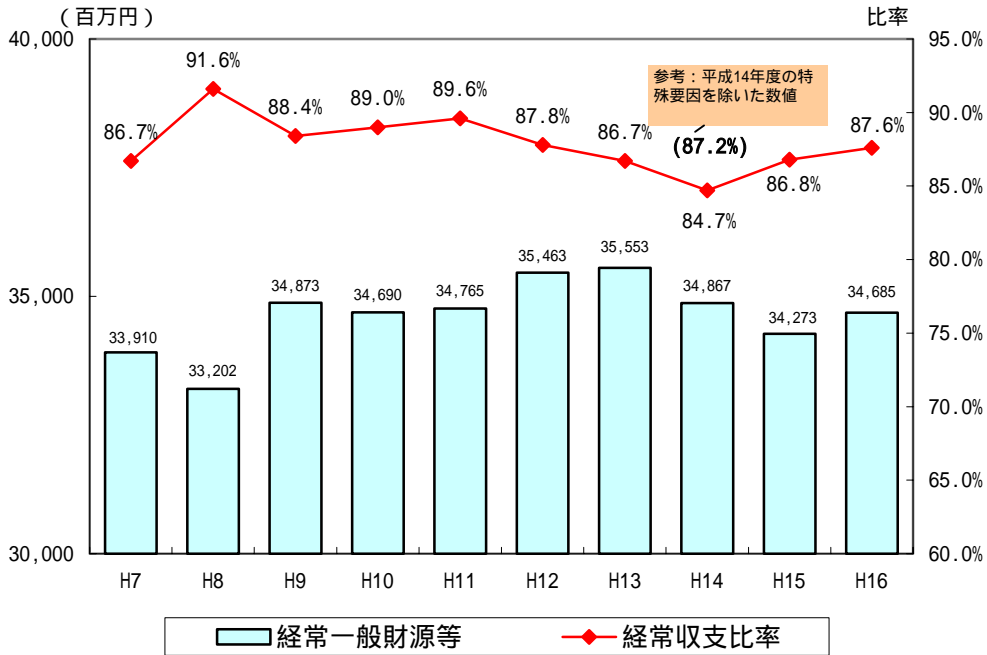
C 減税補てん債

D 臨時財政対策債

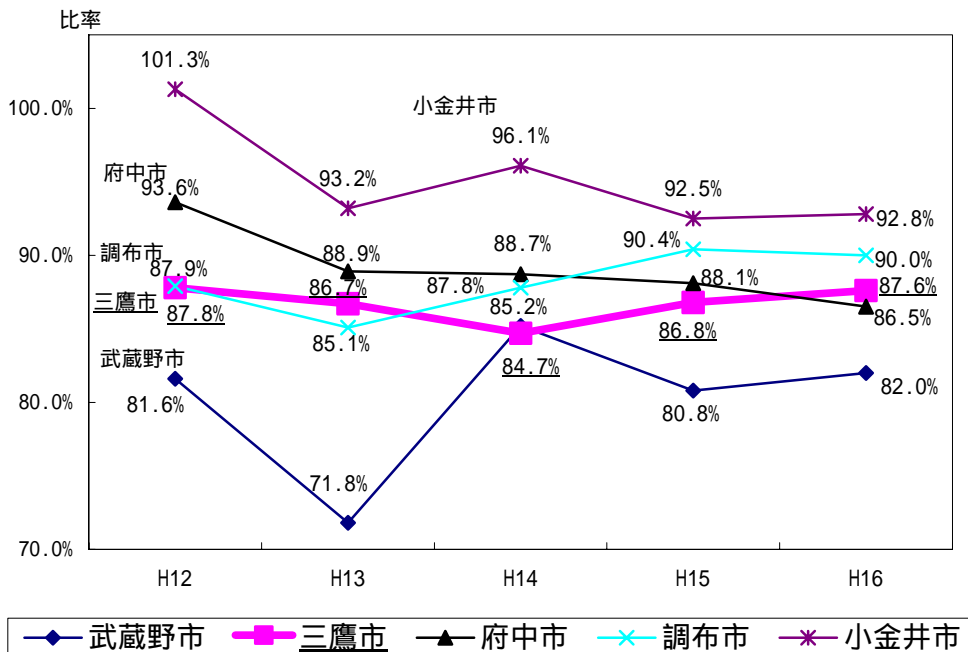
となりました。

なお、「三位一体の改革」においては、所得譲与税が創設されたものの、国庫補助負担金等の削減がそれを上回ったことから、本市への影響は差し引きで1億5,036万8千円のマイナスとなりました。こうしたことなどが、行財政改革の推進により経費削減に努めたものの、経常収支比率の上昇につながる事となりました。

【図 - 4】三鷹市経常収支比率の推移



【図 - 5】近隣市経常収支比率の比較



(2) 公債費(準公債費)比率

<目標値 公債費(準公債費)比率 概ね 13%(17%)を超えないこと>

ア 公債費(準公債費)比率とは

公債費比率¹⁰とは、標準財政規模に占める地方債の元利償還金(公債費)に充当された一般財源等の割合をいいます。また、公債費比率の分子に、債務負担行為を設定した実質的な債務に係る支出額を加算した比率を、準公債費比率と呼んでいます。

公債費(準公債費)比率の値が大きいくほど、借金返済のための割合が高くなり、他の事業に充てる財源の割合が低くなることを意味しており、財政構造の健全性を維持するためには、公債費比率が10%を超えないことが望ましいとされています。

イ 公債費比率の推移(【図 - 6】)

平成7年度から公債費が増え、公債費比率が10%を超える状況となりました。これは、平成3年度からの普通建設事業費の財源として地方債の借入額が増加し、その元金償還が始まるとともに、分母である市税収入の低迷を反映した標準財政規模が伸び悩んだことが主な要因です。その後、市債発行の抑制と繰上償還等により、後年度負担の抑制に努めた結果、平成12年度以後は再び10%を下回る状況が続きました。

ウ 平成16年度の公債費(準公債費)比率 <10.0%(13.0%)>

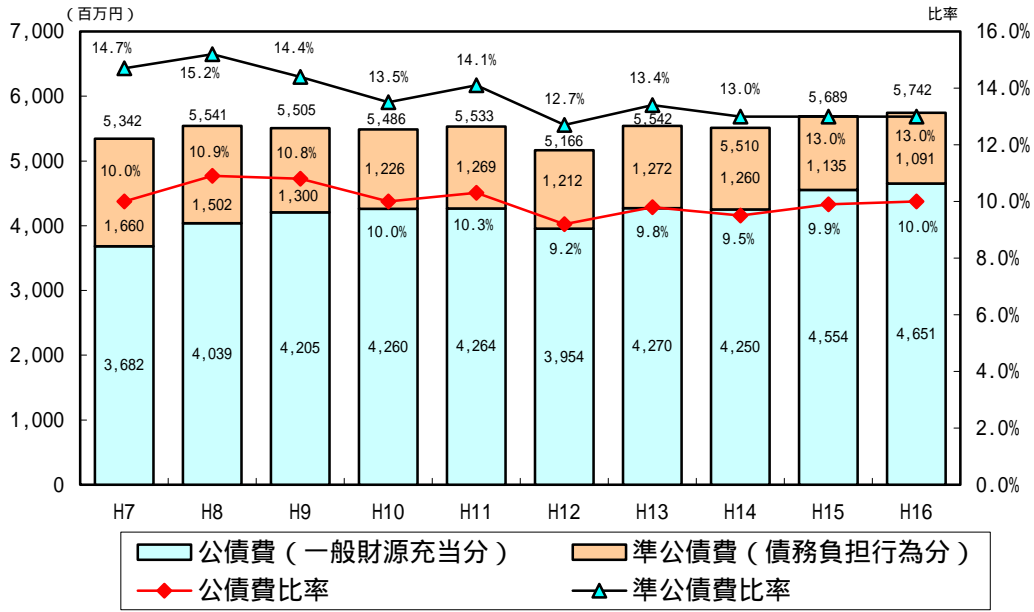
平成16年度は、減税補てん債(平成7年度分)の元金償還や平成14年度末で引き継いだ武蔵野三鷹地区保健衛生組合の組合債の元金償還が始まったことなどにより、公債費が増となったことから、公債費比率は0.1ポイント上昇し10.0%となりました。一方、市が土地開発公社に取得を依頼した用地の取得経費(公社の長期借入金)など、債務負担行為を設定した支出額は減少を続けており、準公債費比率は13.0%と前年度と同様の数値となりました。

¹⁰ 算出方法

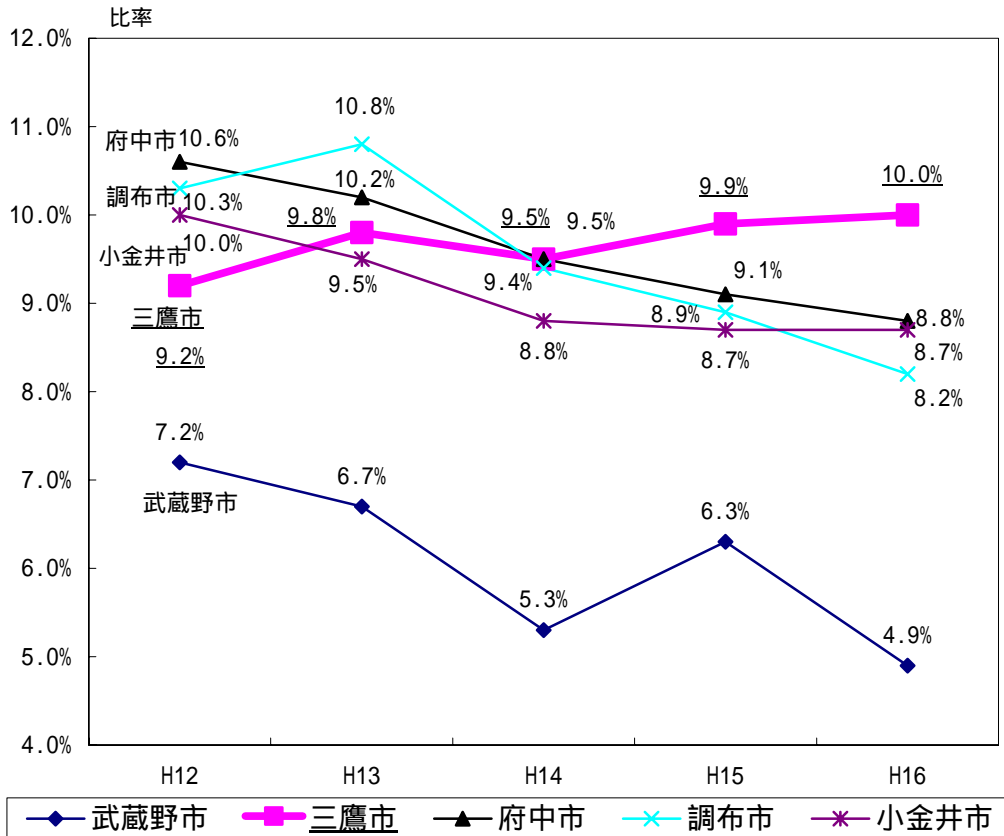
$$\text{公債費比率(\%)} = \frac{A - B - C}{D + E - C} \times 100$$

- A 普通会計にかかる元利償還金(繰上償還等除く)
- B 元利償還金に充当された特定財源
- C 普通地方交付税の基準財政需要額に算入された公債費
- D 標準財政規模
- E 臨時財政対策債発行可能額

【図 - 6】三鷹市公債費（準公債費）比率の推移



【図 - 7】近隣市公債費比率の比較



(3) 人件費比率 <目標値 概ね 25%を超えないこと>

ア 人件費比率とは

人件費は、報酬、給料、職員手当等、勤労の対価として支払われる経費のことをいい、歳出決算に占める構成比率を人件費比率¹¹といいます。

この人件費は、扶助費、公債費とともに義務的経費であり、多くが経常的経費であることから、この比率が大きいと財政運営の硬直化につながると言われています。

また、人件費は定年退職者数によって年度間で増減する傾向があり、人件費比率もほぼ連動して変化します。

イ 人件費比率の推移(【図 - 8】)

行財政改革に取り組む中で、民間委託化、事務事業の見直しや再任用職員・嘱託職員の活用による職員定数の見直しを進めています。

普通会計の一般職員数を比較すると、平成7年度(平成8年4月1日現在)が1,236人、平成16年度(平成17年4月1日現在)が999人となり、この10年間で237人の減となっています。

こうした見直しに加え、平成12年度に職務給制度を導入したことや、各種手当の見直しを進めたことにより、退職金を除いた職員人件費は年々減少しており、人件費の抑制が図られています。

ウ 平成16年度の人件費比率 <20.7%>

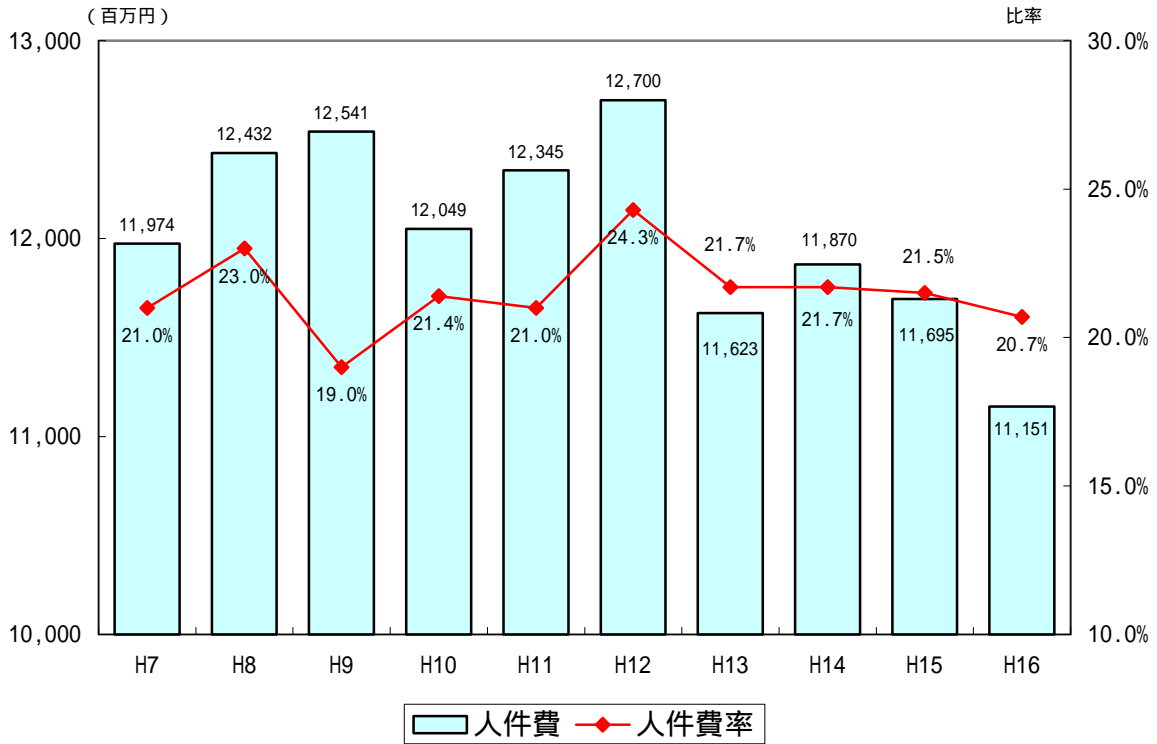
平成17年4月1日現在の一般職員数は、前年度と比較すると、19人の減となっています。この職員数の減に加え、退職者数も前年度と比較して減となったことや、通勤手当の見直しを行ったことなどから、人件費総額の抑制を図ることができました。

この結果、人件費比率は20.7%と前年度比0.8ポイント減となりました。

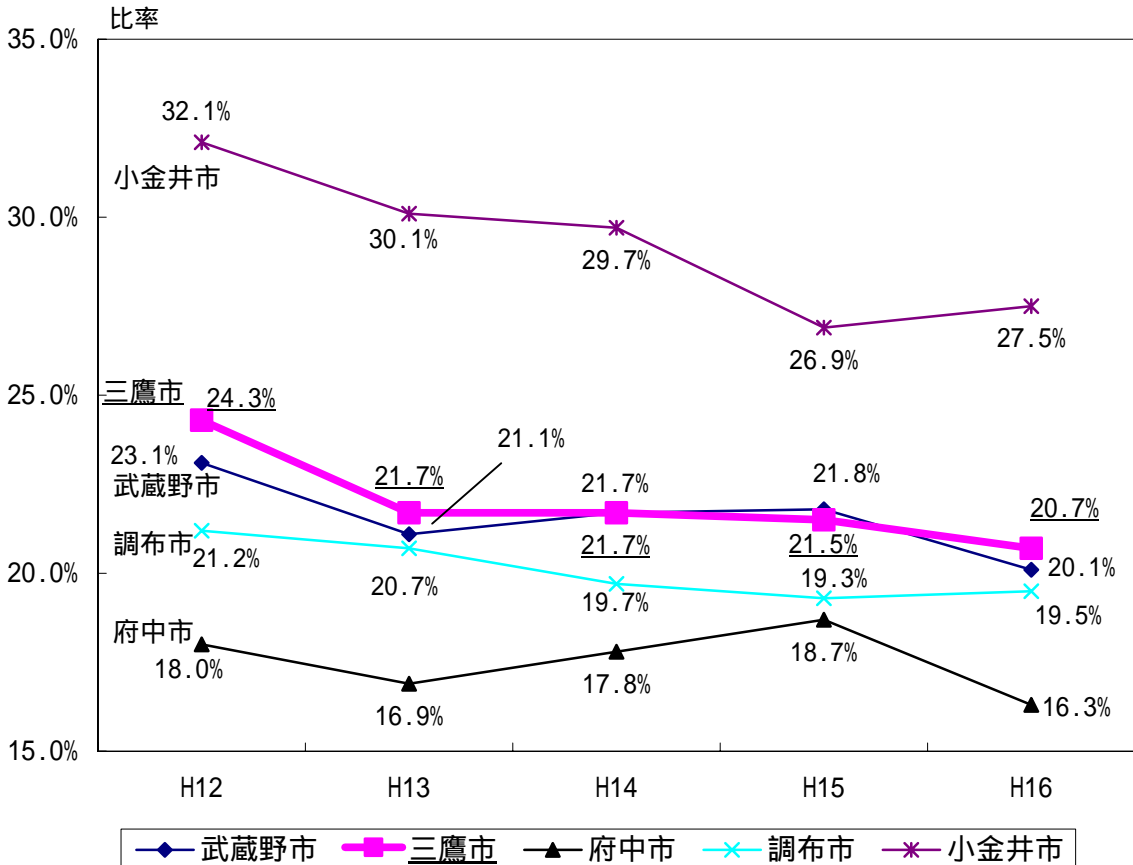
¹¹ 算出方法

$$\text{人件費比率(\%)} = \frac{\text{人件費}}{\text{歳出決算額}} \times 100$$

【図 - 8】三鷹市人件費比率の推移



【図 - 9】近隣市人件費比率の比較



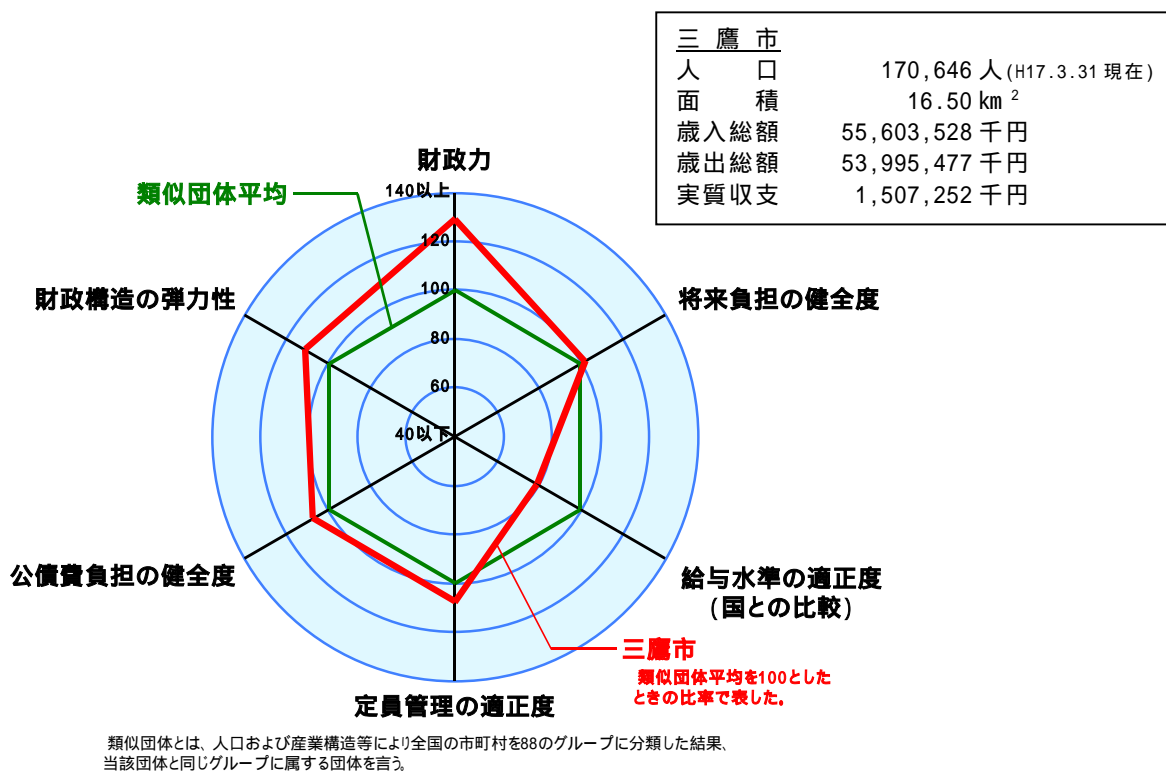
6 財政比較分析

総務省は、各地方公共団体が住民等の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくために、他団体と比較可能な指標をもって情報を開示することができるよう、「財政比較分析表」の様式を定め、平成16年度決算から類似団体間（145頁参照）で主要財政指標の比較分析を行うこととし、各団体がこれを作成・公表することとしました。なお、それぞれの指標に「分析欄」を設けて、これまでの経緯や個別の事情、改善の方向性を記述することによって、それらの情報を理解しやすくする工夫を行っています。

一方、比較に使用する類似団体平均の算出にあたっては、該当する32団体すべてではなく、地方交付税の不交付団体などを除いた19団体の数値を用いて算出されており、比較的財政力の弱い団体の平均となっています。そのため、都市部の不交付団体の実態が反映されていないことを考慮する必要があります。

なお、各団体の分析表は、ホームページで見ることができます。¹²

【図 - 10】三鷹市財政比較分析表（平成16年度決算）



市町村類型が「-5」に該当する32団体（*は選定団体）

北海道	小樽市	埼玉県	狭山市	千葉県	流山市*	東京都	府中市	東京都	西東京市	福岡県	大牟田市*
	釧路市*		上尾市*		八千代市*		調布市	神奈川県	鎌倉市	佐賀県	佐賀市*
	苫小牧市		入間市*		浦安市		小平市*	三重県	津市*		
茨城県	土浦市*		新座市*	東京都	立川市		日野市	京都府	宇治市*		
埼玉県	熊谷市*	千葉県	佐倉市*		武蔵野市		東村山市*	大阪府	和泉市*		
	春日部市*		習志野市*		三鷹市		多摩市	兵庫県	川西市*		

¹² 三鷹市分（三鷹市ホームページ）

<http://www.city.mitaka.tokyo.jp/a014/p002/t00200050.html>

東京都内各市区町村分（東京都ホームページ）

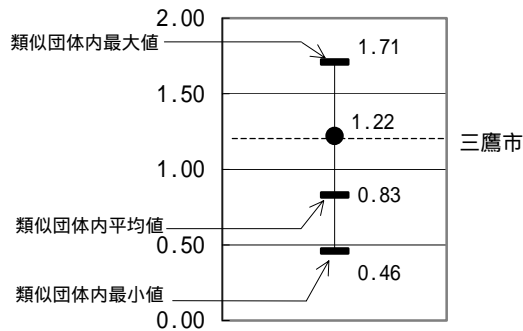
<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/05gyousei/gyouzaisei/zaisei/kessan/hikaku/index.htm>

各都道府県を含めた全国の団体分（総務省ホームページ）

<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/bunsekihyo.html>

財政力

財政力指数【1.22】

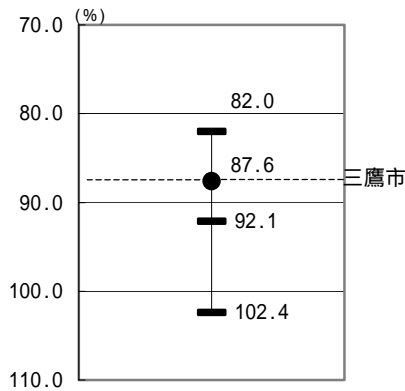


類似団体内順位【4/32】

全国市町村平均 0.47
 東京都市町村平均 0.79

財政構造の弾力性

経常収支比率【87.6%】

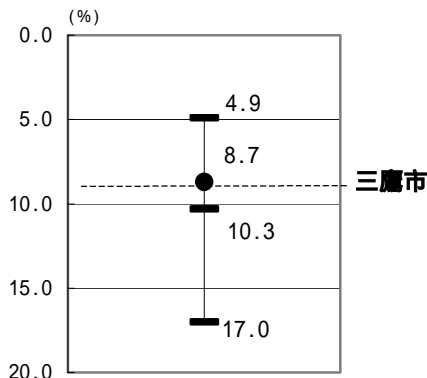


類似団体内順位【9/32】

全国市町村平均 90.5
 東京都市町村平均 91.2

公債費負担の健全度

起債制限比率【8.7%】



類似団体内順位【11/32】

全国市町村平均 11.2
 東京都市町村平均 8.7

【分析欄】

財政力指数

市の歳入構造が、市税中心であり、安定した収入に支えられていることから、昭和52年度以降「1」以上で推移しています。近年の傾向として、バブル経済の崩壊に伴う市税収入の低迷などにより、指数は下降傾向となったものの、平成14年度以降は再び上昇傾向にあります。今後も安定的な財政構造の維持に努めていきます。

経常収支比率

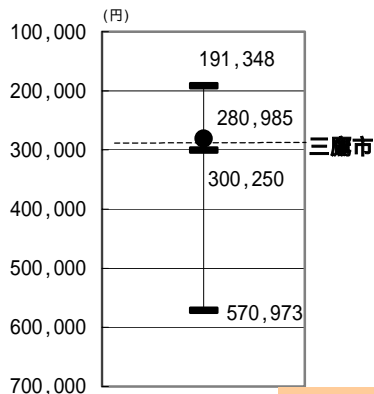
市税収入が低迷するとともに、生活保護費などの扶助費が増嵩する中で、人件費の削減や事業の民営化・委託化（公立保育園の民営化、ごみ収集業務の民間委託化）などの行財政改革を推進していることから、過去10年間はおおむね80%台を維持しています。今後も「三鷹市行財政改革アクションプラン2010」で定めている数値目標「おおむね80%台の維持」に努めていきます。

起債制限比率

平成6年度以降の大規模な施設整備に係る市債の償還などにより、平成9年度に9.8%まで上昇しましたが、その後、借入の抑制や低利債への借換、高金利債の繰上償還などを行ったことから、平成12年度以降は8%台で推移しています。今後もバランスに配慮した市債の発行を図り、財政構造の健全性を維持していきます。

将来負担の健全度

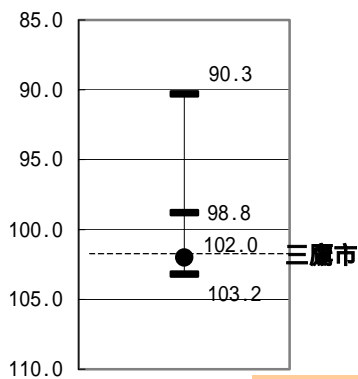
人口1人当たり地方債現在高【280,985円】



類似団体内順位【21/32】

給与の適正度

ラスパイレス指数【102.0】

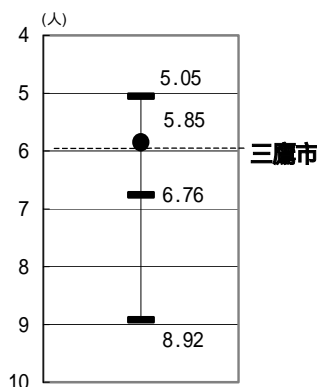


類似団体内順位【29/32】

全国市町村平均 97.6
 東京都市町村平均 93.7

定員の適正度

人口1,000人当たり職員数【5.85人】



類似団体内順位【8/32】

全国市町村平均 8.12
 東京都市町村平均 7.57

人口1人当たり地方債現在高

平成6年度から11年度にかけて、大規模な建設事業に取り組み市債の活用を図ったことから、地方債現在高が増加しました。しかし、その後の発行を抑制したことなどから、地方債現在高は減少傾向にあります。今後も後年度負担に配慮した市債の発行に努めていきます。

ラスパイレス指数

より職務の困難度や責任の度合に応じた給与制度に平成12年度から移行して以降、ラスパイレス指数は4.5ポイント低下しました。平成17年度においては、いわゆる枠外昇給の廃止や特殊勤務手当の大幅な見直しを実施し、さらなる給与の適正化に努めているところです。今後とも、国における給与構造改革への対応を含め、地方分権時代にふさわしい給与制度の確立に向けて見直しを行っていきます。

人口1,000人当たり職員数

平成8年策定の三鷹市行財政改革の方策及び、平成12年度に策定された三鷹市行財政システム改革実施方策にもとづき、平成18年度当初までに257人の職員定数見直しを行い、定数削減率19.3%、職員数は1,077人となっています（全会計定数内）。

こうした実績を踏まえて、今後も職員定数の適正化を図っていきます。

7 財務諸表

近年の長期的な不況の下で国・地方を問わず厳しい財政状況が続き、地方債等の長期債務が増大する中で、現金の動きを中心とした現行財務会計制度の問題点として、資産という概念が希薄で、負債と資産のバランスなども見えにくい点が指摘されるようになり、こうした不備を補完する資料として、バランスシートなどの企業会計的手法の活用が注目されるようになりました。

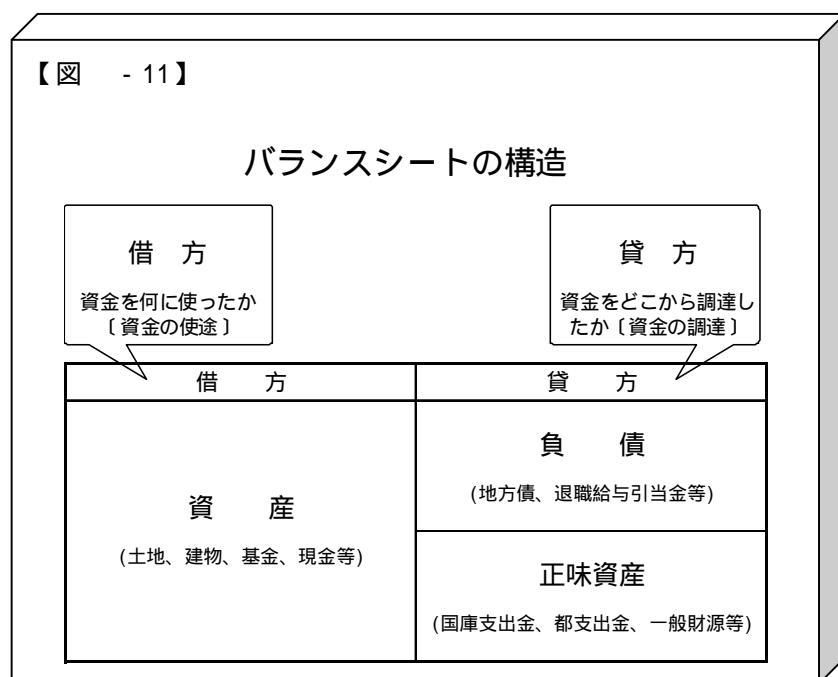
三鷹市においても、総務省の基準によるバランスシート、行政コスト計算書及び連結バランスシートなどの財務諸表を作成・公表していますが、平成 16 年度からは一会計年度における一般的な行政活動から得た資金の流れを見るための「キャッシュ・フロー計算書」を新たに作成しました。

三鷹市の財務諸表（平成 16 年度）については、その詳細版を別冊資料編に掲載しています。

(1) バランスシート

ア バランスシートとは

バランスシート(貸借対照表)とは、一定の時点において保有するすべての資産、負債等のストックの状況を総括的に表示した報告書です。バランスシートでは、下記の図のように、借方(左側)には資産、貸方(右側)には負債と正味資産が表示され、 $資産 = 負債 + 正味資産$ という関係にあります。負債と正味資産は、行政活動に必要な資金がどこからきたか(資金の調達)を、資産はその調達した資金を何に使ったか(資金の用途)を表わしています。なお、自治体のバランスシートでは民間企業における「資本」という概念がなく、「正味資産」と表現し、これまでの世代がすでに負担した金額を表しています。また、負債は、これからの世代が今後負担していく金額を表しています。



イ 普通会計・市全体・連結バランスシート

総務省の基準による、普通会計バランスシート及び普通会計に市の全特別会計¹³を加えた市全体バランスシート、土地開発公社などの出資団体¹⁴を加えた連結バランスシートの3種類のバランスシートを作成しました。

従来単年度の決算書では表わせなかった、これまでに建設された施設や購入した土地、その他借入金などの財務情報を、その資金の用途(資産)と資金の調達方法(負債及び正味資産)の両面からとらえた報告書がバランスシートです。

普通会計のバランスシートに4つの特別会計と普通会計から除かれた介護サービス事業勘定を加えたものが市全体バランスシートです。

三鷹市全体で見ると、下水道のインフラ資産の建設に、普通会計以上に地方債を活用した資金調達が行われるため、負債の増加率が資産の増加率を上回っています。

市全体のバランスシートに地方自治法上、市が予算の執行に関する調査権等を有する外郭団体(土地開発公社及び市が資本金等の1/2以上を出資している法人、株式会社等)を加えたものが連結バランスシートです。広い意味で市全体の財政状況を表したものとなっています。

連結後の資産は2,509億円、負債が881億円、正味資産が1,628億円となっています。

普通会計と全体のバランスシートを比較することにより、全体の状況が見えてきます。資産の倍率が1.10倍であるのに比べ、負債が1.17倍と資産の増加に比べ、負債の増加率が高いことを示しています。これは、三鷹市が全国に先駆けて整備してきた下水道のインフラ資産が138億5,158万2千円、総資産の5.9%を占めているため、これらのインフラ資産の建設には、普通会計以上に地方債を活用した資金調達が行われ、その結果、負債の増加率が資産の増加率を上回り、これからの世代が負担する比率が、普通会計に比べて高くなることとなります。

連結バランスシートでは、固定負債である地方債のうち、土地開発公社の借入金が109億7,382万6千円で地方債・借入金総額の16.4%を占めています。土地開発公社の借入金の管理は、今後の三鷹市の財政運営を考えるうえで非常に重要な課題となっています。

¹³ 市全体バランスシートにおける特別会計は、国民健康保険事業会計、下水道事業会計、老人医療会計、介護保険事業会計等です。

¹⁴ 連結バランスシートにおける出資団体は、三鷹市土地開発公社、(財)三鷹市芸術文化振興財団、(財)三鷹国際交流協会、(財)三鷹市勤労者福祉サービスセンター、(社)三鷹市社会福祉事業団、(株)まちづくり三鷹です。

【図 - 12】

バランスシート（普通会計・市全体・連結）〔平成16年度〕
（平成17年3月31日現在）

(単位：億円)

借 方	普通会計	市全体	連結	貸 方	普通会計	市全体	連結
〔資産の部〕				〔負債の部〕			
1. 固定資産				1. 固定負債			
(1) 有形固定資産	2,023.8	2,205.1	2,320.4	(1) 地方債	442.5	533.9	667.8
(うち土地)	(1,401.5)	(1,424.0)	(1,534.1)	(2) 債務負担行為	0.0	0.0	0.0
(2) 無形固定資産	0.0	3.1	3.3	(3) 退職給与引当金	159.0	168.2	168.9
固定資産合計	2,023.8	2,208.2	2,323.7	(4) その他	0.0	0.0	0.4
2. 投資等				固定負債合計	601.5	702.1	837.1
(1) 投資及び出資金	19.5	19.5	3.7	2. 流動負債			
(2) 貸付金	0.1	0.1	0.1	流動負債合計	37.0	42.1	43.7
(3) 基金	66.7	72.5	74.6	負債合計	638.5	744.2	880.8
(4) 基本財産	0.0	0.0	13.0	〔正味資産の部〕			
投資等合計	86.3	92.1	91.4	正味資産合計	1,522.6	1,625.7	1,628.2
3. 流動資産							
(1) 現金・預金	31.6	35.7	37.4				
(2) 未収金	19.4	33.9	35.6				
(3) その他	0.0	0.0	20.9				
流動資産合計	51.0	69.6	93.9				
資産合計	2,161.1	2,369.9	2,509.0	負債・正味資産合計	2,161.1	2,369.9	2,509.0

【図 - 13】

普通会計と市全体・連結バランスシートの数値比較〔平成16年度〕

(単位：千円)

	普通会計 A	市全体 B	倍率 B/A	連結 C	倍率 C/A
資 産	216,111,066	236,991,803	1.10倍	250,899,068	1.16倍
負 債	63,852,080	74,426,052	1.17倍	88,077,239	1.38倍
正味資産	152,258,986	162,565,751	1.07倍	162,821,829	1.07倍

(2) 行政コスト計算書

バランスシートが一定時点の資産、負債などの状況を表示する報告書であるのに対し、行政コスト計算書（図 - 14）では、当該年度に実施された資産形成につながらない行政活動（人的サービスや給付サービスなど）にかかる費用（コスト）を表示しています。

特徴的なこととして、バランスシートの有形固定資産の割合が低い民生費は、行政コストの面からみると生活保護費など人的・給付サービスの比重が大きいことから、顕著に高い割合を示しています。

【図 - 14】

行政コスト計算書〔平成16年度〕（自平成16年4月1日 至平成17年3月31日）

〔行政コスト〕

(単位:億円)

	総額	(構成比)	総務費	民生費	衛生費	土木費	教育費	その他
1 人にかかるコスト	107.4	(22.8%)	26.8	32.8	5.0	8.2	28.3	6.3
2 物にかかるコスト	127.3	(27.0%)	31.2	17.9	28.5	19.2	26.2	4.3
3 移転支出的なコスト	222.6	(47.3%)	11.7	158.1	9.7	11.1	7.0	25.0
4 その他のコスト	13.7	(2.9%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.7
行政コスト a	471.0		69.7	208.8	43.2	38.5	61.5	49.3
(構成比)			(14.8%)	(44.3%)	(9.2%)	(8.2%)	(13.0%)	(10.5%)

〔収入項目〕

1 使用料・手数料等 b	20.5		4.2	8.2	3.5	3.2	0.8	0.6
2 国庫(都)支出金 c	97.1		5.2	81.0	4.6	2.3	2.3	1.7
3 一般財源 d	372.0							
収入(b+c+d) e	489.6							
4 正味資産国庫(都)支出金償却額 f	5.3							
5 期首一般財源等	1,304.7							
差引(e+f-a)一般財源等増減額	23.9							
6 期末一般財源等	1,328.6							

(3) キャッシュ・フロー計算書

ア キャッシュ・フロー計算書とは

キャッシュ・フローとは資金の増加又は減少を意味し、一会計年度中における資金の流れを表示したものをキャッシュ・フロー計算書といいます。自治体では、従来からキャッシュ・フローを意識した単式簿記を採用しており、既に「歳入歳出決算書」を作成することで、資金収支の増減を把握していますが、更にこのキャッシュ・フロー計算書を作成することにより、一定の活動区分（行政活動・投資活動・財務活動）における資金調達の源泉とその用途が明確になり、自治体経営に関する新たな情報を得ることができます。

イ 作成上のルール

対象範囲

バランスシートや行政コスト計算書と同じく、普通会計〔平成16年度決算では、一般会計（介護サービスに係る経費を除く）及び再開発事業特別会計〕を対象として、資金の範囲を歳計現金（一会計年度内における歳入・歳出の純計）、財政調整基金としています。

キャッシュ・フローの活動区分

(ア) 行政活動によるキャッシュ・フロー

行政活動におけるキャッシュ・フローは、経常的に行われる地方公共団体の行政活動にかかわる資金の流れであり、企業会計での営業活動におけるキャッシュ・フローに相当するものです。

たとえば、収入には税収や使用料及び手数料などが計上され、支出には人件費、委託料や需用費などの物件費、維持補修費などが計上されており、この黒字額が小さい場合には、財政構造が硬直化していると考えられるため、行政活動における支出の削減や収入の確保に努めることが必要になります。

(イ) 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動におけるキャッシュ・フローは、固定資産の取得や処分などの社会資本形成にかかわる資金の流れと、出資や貸付、基金への積立てや他会計への繰出金などの投資にかかわる資金の流れを表しています。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」の赤字額を「行政活動によるキャッシュ・フロー」の黒字額の範囲内に抑制することが、健全経営の指標の一つとして考えられます。

(ウ) 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動におけるキャッシュ・フローは、市債の発行による収入と償還金及び支払利子などの支出による資金の流れを表しています。

たとえば、市債の発行額を償還元金及び支払利子などの支出以下に抑制すると、財務活動におけるキャッシュ・フローは赤字になり、後年度負担を軽減することにつながります。一方、大規模な普通建設事業を行うとき、その財源（投資活動によるキャッシュ・フローの財源）として市債の活用を図ると、財務活動におけるキャッシュ・フローは黒字になります。

ウ キャッシュ・フロー計算書の分析

平成 16 年度決算に基づき作成したキャッシュ・フロー計算書では、行政活動によるキャッシュ・フローは 117 億 3,637 万 1 千円の黒字ですが、投資活動によるキャッシュ・フローは、101 億 7,450 万 4 千円及び財務活動によるキャッシュ・フローは 22 億 2,175 万円の赤字となっており、これらの収支をあわせた額は 6 億 5,988 万 3 千円の赤字で、この赤字を財政調整基金と歳計現金で補っています。

【図 - 15】

三鷹市のキャッシュ・フロー計算書（平成16年度）

（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

（単位 千円）

区 分	
行政活動によるキャッシュ・フロー	
1 税収	32,027,202
2 地方譲与税及び交付金収入	4,867,410
3 国庫及び都支出金による収入	9,619,852
4 使用料及び手数料による収入	1,236,153
5 分担金・負担金・寄附金による収入	248,529
6 諸収入	392,738
7 人件費による支出	11,150,856
8 物件費による支出	8,766,936
9 維持補修費による支出	263,495
10 扶助費による支出	9,845,813
11 補助費等による支出	6,628,413
行政活動によるキャッシュ・フロー	11,736,371
投資活動によるキャッシュ・フロー	
1 国庫及び都道府県支出金による収入	838,992
2 財産の売却・運用による収入	25,098
3 貸付金回収による収入	17,789
4 他会計・基金からの繰入による収入	1,388,891
5 有形固定資産の取得による支出	6,372,321
6 貸付金の貸付による支出	16,500
7 投資及び出資による支出	0
8 基金への積立による支出	269,552
9 他会計・定額運用基金への繰出による支出	5,786,901
投資活動によるキャッシュ・フロー	10,174,504
財務活動によるキャッシュ・フロー	
1 地方債の発行による収入	2,545,500
2 地方債の償還による支出	3,553,891
3 支払利子及び公債諸費による支出	1,213,359
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,221,750
現金及び現金同等物の増減額（～の増減）	659,883
現金及び現金同等物の繰越残高	3,820,283
現金及び現金同等物の年度末残高	3,160,400
	（内訳）
	財政調整基金
	歳計現金
	1,552,349
	1,608,051